

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第31号	
事故等名	貨物船睦美丸油送船第三幸栄丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月17日18時05分ごろ	
発生場所	鳴門海峡鳴門飛島灯台から真方位013° 700m (北緯34° 15' 36"、東経134° 58' 30")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月19日 神戸・地方事故調査官が、A船長提出の海難報告書を精査し、A船長の口述聴取 平成20年12月2日 神戸・地方事故調査官が、B船長提出の海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 貨物船 睦美丸 199トン 129878 有限会社幸宝海運	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 油送船 第三幸栄丸 150トン 128680 有限会社竹田汽船	
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海) B 船長 五級海技士(航海)	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 左舷船尾機関室付近に凹損 B 左舷船橋付近に凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、鋼材629トンを積載して、姫路港を発し、名古屋港に向けて航行中、B船は、A重油300kℓを積載し、和歌山市下津港を発し、愛媛県松前港に向けて航行中、平成20年10月17日18時05分ごろ、鳴門海峡の大鳴門橋直下において、A船の左舷船尾とB船の左舷船首とが衝突した。 気象・海象は平穏であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、狭い水道の右側端に寄って航行しなかった可能性があると考えられる。 B船は、狭い水道の右側端に寄って航行しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、北流時の鳴門海峡において、A船及びB船が、同海峡の最狭部付近で出会う状況となった際、両船が右側端に寄って航行しなかったため、衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	